

過積載防止対策について

株式会社 田中組

1. 工事の施工にあたって、工事現場に過積載車両の出入りをしないこと。
2. 工事の施工にあたって、違法改造車両等（さし枠車両等）及び目的外使用車（産業廃棄物運搬車等）による土砂等の運搬を行わせないこと。
3. 下請業者並びに資材納入業者との契約にあたっては、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結しないこと。
4. 土砂等の運搬にあたり、ダンプカー等大型車両を使用するときは、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなどの配慮をすること。また、県工事使用車両であるものの表示をすること。
5. 下請業者並びに資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を使用しないこと。



安全施工にご協力ください。

